

は不十分であった事業を行うことが可能になると考えられます。

## 4 合併特例法による 財政支援

### 【合併特例債】

市町村建設計画に基づき事業または基金の積立てで特に必要と認められるものは、合併が行われた日の属する年度およびこれに続く十力年度に限り、地方債を九五%充当でき、元利償還金の最大七〇%が普通交付税の基準財政需要額(※)に算入されます。  
※基準財政需要額：各自治体が一定水準で行政を執行するために必要な経費。  
①合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置

A	標準全体事業費	約一百十三億円
B	借入限度額(特例債充当額)「A×〇・九五」	約二百二億三千万円
C	普通交付税算入額「B×〇・七」	約百四十一億六千万円

②合併市町村振興のための基盤造成に対する財政措置(市町村振興基金)

A	標準基金規模	約十三億二千万円
B	借入限度額(特例債充当額)「A×〇・九五」	約十二億五千万円
C	普通交付税算入額「B×〇・七」	約八億八千万円

### 【合併算定替】

一般的に、合併により経費の節減ができ

るため、合併後に必要となる地方交付税は合併前に比較すると少なくなりませんが、合併当初は節約が難しいことから、その激変緩和措置として合併後十年間は合併しなかつたと仮定した場合の普通交付税が全額保障されます。その後、五年間で段階的に増加額を縮減します。

なお、現段階での試算は難しいので、今後の検討課題とします。

### 【普通交付税】

◆試算額：五億二千八百四十七万円

合併後の臨時的経費に対する財政措置として、コンピュータシステムの統合など、行政の一本化や行政水準・住民負担水準の格差是正に要する経費について、三十億円を上限として五年間にわたり均等に普通交付税に上乘せられます。

### 【特別交付税】

◆試算額：六億四千五百五十万五千円

合併関係市町村間の公共料金の格差是正や公債費負担格差の是正のために必要となる経費および合併前に要するコンピュータシステム統一の経費について、合併年度またはその翌年度から三年間にわたり特別交付税が措置されます。

### 【補助金】

◆試算額：三億八千万円

合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う事業の内、地域内の交流・連携、一体性の強化のために必要な事業であり、合併により付加的に必要な事業(全国的なモ

デルとなる事業)に要する経費に対して三力年度を上限として補助金が交付されます。

## 5 今後の取組み

今後は、上記の財政効果を利用して住民サービスを高めるといふ前提のもと、現在吉川市が行っているサービスがどのように変化するか検討を行います。また、吉川市が合併を行わず、単独で進んだ場合の財政面での検討も行います。

今後も、当研究会の調査・研究成果については、随時市民の皆さんにお知らせします。

## 市町村合併の 説明会を開催します

広報よしかわ三月号で第一回目の市町村合併説明会についてお知らせしたところですが、より多くの市民の皆さんに市町村合併に関する情報を提供するために、左記の日程で第二回市町村合併説明会を開催します。ぜひ、参加ください。

期 日	場 所
五月六日(火)	東部地区公民館
五月七日(水)	旭地区センター
五月八日(木)	中央公民館
五月九日(金)	市役所
五月十二日(月)	おあしす
五月十三日(火)	中央公民館
五月十四日(水)	高久一区集会所
五月十六日(金)	須賀集会所

※いずれも午後六時三十分から二時間程度

### 【申込み】

ご都合の良い会場を選び、直接ご来場ください。また、「吉川市出前講座」で市町村合併の講座を出前することもできます。

【問合せ】 政策室 直通☎982・九四四五

## ホームページも ご覧ください！

市ホームページに「市町村合併コーナー」を設けました。左記の情報を掲載していますので、ぜひご覧ください。

【ホームページアドレス】

<http://www.city.yoshikawa.saitama.jp/>

### 【掲載内容】

- ・吉川市松伏町合併研究会設置の経緯
- ・吉川市松伏町合併研究会における調査研究内容
- ・市町村合併Q&A

## ご意見を

募集します！

郵送、ファクス、eメールで、吉川市と松伏町の合併に対する皆さんの意見をお聞かせください。

※市ホームページの「お問合せ」からも意見を送信できます。

### 【意見送付先・問合せ】

〒342-1850-1吉川市吉川二丁目一番地  
一 政策室 直通☎982・九四四五、FAX 981・五三九二、eメールアドレス [mail@city.yoshikawa.saitama.jp](mailto:mail@city.yoshikawa.saitama.jp) ※吉川市と松伏町の合併について」と題して送付ください。

問合せ 政策室 直通☎982・九四四五